（以下この項において「直近上位機関」という。）」に改め、同号ロ中「金融商品取引業者（」を「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この項において「金融商品取引業者」という。）（」に改め、同号を同項第一号とし、同項第二号の二を同項第二号とし、同項第二号の三中「第四号の二」を「第四号」に、「次項第四号」を「次項第二号」に改め、同号を同項第二号の二とし、同項第二号の四中「（前項第五号に掲げる収益の分配を除く。）」を削り、同号を同項第二号の三とし、同項第三号ロ中「次号及び」を削り、同項第四号を削り、同項第四号の二を同項第四号とし、同項第五号中「第五十三条第一項の規定による支払（前項第十号」を「第五十三条第一項の規定による支払（前項第九号」に、「対価（前項第十一号」を「対価（同号」に、「同条第二項ただし書の規定による支払（前項第八号」に、「対価（前項第十号」を「対価（同号」に、「同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十号」を「同条第二項ただし書の規定による支払（同号」に改め、同項第六号中「第五十五条第一項の規定による支払（前項第十一号」を「第五十五条第一項の規定による支払（前項第九号」に、「対価（前項第十一号」を「対価（同号」に、「同条第二項ただし書の規定による支払（前項第十号」を「対価（同号」に、「同条第二項ただし書の規定による支払（同号」に改め、同項第七号中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「前項第二号の三」を「前項第二号の二」に改め、同号を同項第二号とし、同項第三号中「前項第四号の二」を「前項第四号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第七条の四の六を削り、第七条の四の七を第七条の四の六とする。

第九条の二第一項第二号中「。第九条の九の二第一項第二号において同じ」を削り、同項第四号中「。第九条の九の二第一項第四号において同じ」を削る。

第九条の三中「若しくは第二号又は第九条の九の三第一項第二号」を「又は第二号」に改める。

第九条の七第四項ただし書中「あん分して」を「按分して」に改め、同条第六項中「及び次条第四項第二号」を削り、「同法第二条第十二号の十四」を「同条第十二号の十四」に改め、「及び次条第四項第三号」を削り、「同法第二条第十二号の四」を「同条第十二号の四」に改め、同条第十五項中「。次条第五項において同じ」を削り、「同法第二条第十二号の五」を「同条第十二号の五」に改め、同条第二十六項中「あん分して」を「按分して」に改める。

第九条の八を削る。

第九条の八の二中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条を第九条の八とする。

第九条の八の三第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改め、同条を第九条の八の二とする。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十二項」に改め、同条を第九条の八の三とする。

第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十二項」に改め、同条を第九条の八の四とする。

第九条の八の六（見出しを含む。）中「第五十三条第三十六項第三号」を「第五十三条第三十三項第三号」に改め、同条を第九条の八の五とする。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条を第九条の八の六とする。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第三十五項」に、「同条第三十六項」を「同条第三十三項」に改める。

第九条の九の二から第九条の九の五までを削る。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第三十六項」に改め、同条第三項中「第九条の八の三第二項」を「第九条の八の二第二項」に、「第九条の八の四第一項」を「第九条の八の三第一項」に、「、第九条の八の七第一項、第九条の九の三第一項及び」を「及び第九条の八の六第一項並びに」に、「第九条の八の七第一項の」を「第九条の八の六第一項の」に改め、「、第九条の九の三第一項の規定による充当」を削り、同条を第九条の九の二とする。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第二十九項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第三十一項」を「同条第二十八項」に、「同条第三十二項」を「同条第二十九項」に、「第五十三条第三十項」を「第五十三条第二十七項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十九項又は第三十項」を「第五十三条第二十六項又は第二十七項」に改め、同条を第九条の九の三とする。

第九条の九の八を第九条の九の四とし、第九条の九の九を第九条の九の五とする。

第九条の十一を削る。

第九条の十二中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、「租税特別措置法施行令」の下に「（昭和三十二年政令第四十三号）」を加え、同条を第九条の十一とする。

第九条の十三を第九条の十二とし、第九条の十三の二を第九条の十三とする。

第九条の十五第一項の表を次のように改める。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）の百分の五十九・四に相当する額
十二月	八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額
三月	十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額の百分の五十九・四に相当する額

第九条の十六中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係るものについては租税特別措置法施行令第二条の二第三項に規定するものとし、特定配当等のうち同法第八条の三第四項第二号」に、「租税特別措置法施行令」を「同令」に改める。

第九条の二十第一項第一号中「第二十四条第一項第七号」を「第二十三条第一項第十六号」に改め、同条第二項第一号を次のように改める。

一　当該特別徴収義務者が法第七十一条の五十一第二項の規定によりその年において特定株式等譲渡対価等（法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。）から徴収し、法第七十一条の五十一第二項に規定するその徴収の日の属する年の翌年の一月十日までに納入すべき金額

第九条の二十第二項第二号中「附則第三十五条の二の五第一項」を「附則第三十五条の二の五第二項」に、「同条第二項」を「同項」に改め、同条第三項中「特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価若しくは上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十五条の十九第一項中「按分し」を「按分し」に改める。

第四十八条の九の十二第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第四十八条の九の十五を第四十八条の九の十七とする。

第四十八条の九の十四第二項中「含む。）」の下に「並びに第三百二十一条の七の九第三項の規定並びに第四十八条の九の十四第二項並びに前条第二項及び第七項」を加え、同条を第四十八条の九の十六とする。